

中期財政計画と社会保障

(西ドイツ)

連邦政府が、中期財政計画にもとづいて来年度の歳入歳出を均衡させることに異存がある者はいないだろう。また、国債の増発と歳入改善でのみ国家財政を均衡させるべきでないことも周知のことである。したがって、歳出の削減は原理的に避けられない。

1968年度から71年度までの連邦の歳出節減は、1967年財政改正法によるだけでも15,100万マルクに達する。連邦歳出の節減は、36の法律改正によって行なわれる。連邦政府は避けられない負担を公平に配分したといつていがるが、労働組合はこれに強く反対している。

計画案のいう「財政均衡」

1971年までの中期財政計画は、大幅な歳出

削減をおこなっている。削減額の38%、すなわち113億マルクは、社会保障給付に対するものである。このような計画は、労働大臣の失敗によるものであり、社会政策の大きな後退を意味するものである。これは種々の点で修正されなければならない。もちろん、いかなる者も、強い財政的干渉によって社会保障制度を簡単なものにしたり、一目瞭然のものにすることはできない。1965年以来不足がちな連邦財政を、社会政策の分野の縮少や操作によって均衡させてきたということは遺憾なことだ。

いっそう財政困難になる年金保険

年金保険に対する連邦補助および赤字補て



んの大幅な削減は、実に苛酷である。年金保険は、最近4年間に生じた68億マルクの赤字を功妙な財政操作によっては処理できないであろう。このような措置に対しては、もともと包括的な社会保障には反対の大蔵省内部にも異論者がいる。

国債の発行によって1968年以降連邦財政の均衡が保たれるとすれば、景気調整のための国庫補助削減ということがおこなわれることになる。しかし、国債の発行によらなくても連邦補助を保持する方法はある。ドイツ労働組合同盟(DGB)は、1969年以降各種の納税奨励を廃止することを提案している。これによる歳入増は、老齢保障をおこなうに十分なものである。立法関係者は、保険料の引上げの道を考えている。たしかに、連邦補助の削減がなくても、保険料の引上げは必要であるとすれば、いかなる場合でも現在のままですまない。

連邦補助の削減がおこなわれれば、平年度で15~20億マルクの予備資産のなしくずしがこれに代わって必要である。だが、連邦議会での保険者の予備金措置にかんする専門的議

論は、年金保険財政をまかっていくのに、現在のような高さの予備金は必要ないということを示している。もちろん、鉱山従業者年金保険では、国庫補助の削減は、全般的な年金引下げをもたらす。これは社会政策的に是認されないことだ。行き過ぎた老齢保障は修正されなければならないが、全般的な年金引下げはなんらよい解決手段にならない。また、鉱山従業者年金保険から労働者年金保険および職員年金保険への負担の転嫁もよい結果をもたらさない。このような決定がしばしばおこなわれるようでは、年金保険の財政安定化は望めない。

年金受給者拠出のイデオロギー

疾病保険に対する年金受給者の拠出（年金額の2%）は、重大なあやまった決定である。これは、悪くとれば賃金を基礎とすることをやめ、年金がある金額になればそこから拠出金を引き出そうとするものである。また、キリスト教民主同盟およびキリスト教社会同盟の内部では、年金受給者の拠出は、各人の自己責任の強化への道であるとみている。このこ

とは、すでに疾病保険の患者自己負担で試みられている。いうなれば、疾病保険のいささかの改善もなしに、年金が2%ほど引下げられたというのが現実である。それゆえに、年金受給者の拠出は、連邦補助削減の結果としての年金引下げとみるのが正しいであろう。

積極的な決定がおこなわれた

財政改正法における諸改正は、連邦補助の削減と密接に結びついている。出産給付にかんする決定は、経済的法律的に注目すべき前進である。だが、財政的にみて、疾病金庫にかんするきわめて独占的な財政措置は、あやまつた社会政策決定である。また、年金受給者疾病保険においても、年金受給者の占めるウェイトによって各疾病金庫の負担が異なっていたのが、今後同じになるということは一つの前進である。すべての年金受給者を疾病保険に加入させるということは、たしかに必要な社会政策決定であるが、そのことによって疾病保険の被保険者が余分の財政負担をすることになるということを認識しなければならない。

すべての職員の強制適用も明らかに積極的な決定である。このことによって社会保障をよりどころとする近代産業社会の強制力が、重要な社会的領域で貫かれたことになる。労働組合は、このような方法で、すべての労働者を社会的に保障するという目標に向って大きな前進をする。このような成果は、強い団結のたまものである。労働組合は、政府が自営業者の社会保障の拡充に努力することになんら反対しない。労働組合は、このような拡充をむしろ歓迎する。というのは、法治国家はすべての国民に社会的義務を公平に課しているからである。もちろん、手工業者保険のように、労働者の負担でおこなわれるという特典があつてはならない。これは連邦政府によってただちに改められなければならない。それから、政府は社会計画なしに社会保障分野に手をつけるべきでない。

Holler, Albert, Finanzplanung und soziale Sicherheit, *Soziale Sicherheit*, Januar, 1968,

ss. 1—3.

(石本忠義 健保連)